

証券コード：6570
2019年6月3日

株 主 各 位

長野県長野市若里三丁目10番28号
株式会社 共和コーポレーション
代表取締役社長 宮 本 和 彦

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 長野県長野市鶴賀高畑752-8
ホテルメルパルク長野 3階「白鳳」
3. 目的事項
報告事項 第33期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する議渡制限付株式の付与に関する報酬額決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kyowa-corp.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kyowa-corp.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔自 2018年4月1日〕
〔至 2019年3月31日〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で米国の保護主義的な通商政策に伴う、貿易摩擦への懸念や世界経済の下振れリスクなどの影響により、景気の先行きは不透明な状況となっております。

このような状況の中、当社の主力事業であるアミューズメント施設運営事業におきましては、「明るい、安心、三世代」をテーマとして、お客様に対する接客サービスの体制強化に努めるとともに、全店イベント等を毎月実施し、ファミリーユーザーの集客策を推進いたしました。アミューズメント機器販売事業におきましては、販売顧客先に向けた運営コンサルティングなどトータルセールスを行うことにより、引き続き新製品および中古機の販売が好調に推移しました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高12,168,204千円、営業利益393,494千円、経常利益485,780千円、当期純利益747,848千円となりました。なお、当社は2019年1月1日付で、株式会社Y A Zアミューズメント及び株式会社シティエンタテインメントを吸収合併したことに伴い、特別利益（抱合せ株式消滅差益）568,879千円を計上することとなりました。また、当社の保有する固定資産のうち、収益性の低下が見られた店舗について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額した結果、159,758千円の減損損失を計上いたしました。

今後、当社は、これまでの取り組みを進化させると同時に、企業体質の強化に加え、事業間のシナジー効果を発揮すべく業務プロセスや収益管理の改善に継続的に取り組むことにより、更なる業績の向上と事業の成長を目指してまいります。

(2) セグメント別の概況

① アミューズメント施設運営事業

アミューズメント施設運営事業におきましては、景品ゲームの利用促進を促すイベントを毎月開催、メダルゲームの新規ユーザーの掘り起し策を講じるなど来店促進策を全店舗にて行うとともに、様々な活性化策により来店客数の増加に努めました。なお、景品ゲームにおいては、もう1プレイを促進するため接客サービスを強化したほか、LINEやTwitterを利用した来店促進策を推し進めたこと等により、景品ゲームにおいて前年同期に比べ稼働が上がりました。メダルゲームにおいては、中期的な施策として従業員教育を充実させたことにより今後の成長のための基盤強化に取り組んでまいりました。なお、2018年6月に「ゲームスクエア三芳」、2018年10月に「キッズスクエア上尾」、2018年11月に「アピナ大宮店」、「アピナ姫路店」、「アピナ山下公園店」、2019年3月に「キッズスクエア東大島」を開設しており、総店舗数は53店舗となっております。

以上の結果、アミューズメント施設運営事業における売上高は7,621,950千円、セグメント利益(営業利益)は895,653千円となりました。

② アミューズメント機器販売事業

アミューズメント機器販売事業におきましては、引き続き得意先への継続的な販売を行うとともに、新規取引先の獲得を積極的に進めてまいりました。また、新規アミューズメント機器の販売に加え、中古アミューズメント機器やアミューズメント景品の販売にも注力して販売力の強化を推進したこと等により、当初計画に対して新製品及び中古機器の販売増加が見られました。

以上の結果、アミューズメント機器販売事業における売上高は4,046,516千円、セグメント利益(営業利益)は126,860千円となりました。

③ その他事業

その他事業におきましては、主に各種媒体を利用した広告代理店業であり、既存の広告媒体が伸び悩みを見せる中、セールスプロモーションとインターネット、モバイルとの連携を視野に入れながら、課題解決提案による既存取引先との関係強化を図るとともに、新規取引先の開拓を積極的に推進しました。

このほか2019年1月1日付で、当社を存続会社、当社の100%出資の連結子会社である株式会社Y A Zアミューズメント及び株式会社シティエンタテインメントを消滅会社として吸収合併したことにより連結対象の子会社がなくなったため、当事業年度は計算書類のみを作成しております。合併前の子会社に対する業務委託手数料112,500千円とアミューズメント機器の受取賃貸料260,974千円は売上に計上しております。

以上の結果、その他事業における売上高は499,736千円、セグメント利益(営業利益)は114,649千円となりました。

事業区分	売上高						
	第31期		第32期		第33期		
	2017年3月期		2018年3月期		2019年3月期		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	増減率
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(%)
アミューズメント施設運営事業	—	—	—	—	7,621,950	62.6	—
アミューズメント機器販売事業	—	—	—	—	4,046,516	33.3	—
その他事業	—	—	—	—	499,736	4.1	—
合計	—	—	—	—	12,168,204	100.0	—

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 前事業年度までは連結計算書類を作成していましたが、当事業年度は計算書類のみを作成しております。したがって前事業年度以前の記載はしていません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は1,673,908千円であります。

設備投資の主な内容は、アミューズメント施設運営部門における店舗においてのゲーム機を中心としたアミューズメント機器の購入1,487,930千円であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度においては、アミューズメント機器の取得等を主な使用目的として、金融機関からの借入れにより1,700,000千円を調達いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第30期 (2016年3月期)	第31期 (2017年3月期)	第32期 (2018年3月期)	第33期 (当事業年度) (2019年3月期)
売 上 高 (千円)	9,505,619	9,691,083	10,429,887	12,168,204
経 常 利 益 (千円)	149,746	350,589	462,792	485,780
当 期 純 利 益 (千円)	103,220	128,342	262,523	747,848
1株当たり当期純利益額 (円)	21.81	27.12	55.05	128.34
総 資 産 (千円)	7,923,511	8,443,479	10,268,161	10,990,166
純 資 産 (千円)	1,627,367	1,754,920	2,814,888	3,396,926
1株当たり純資産額 (円)	343.91	370.86	483.08	582.96

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2017年10月17日付で普通株式1株につき普通株式50株の割合で、2018年9月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、2016年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社は2019年1月1日付で、当社の完全子会社でありました株式会社Y A Z アミューズメント及び株式会社シティエンタテインメントを吸収合併いたしました。

(7) 対処すべき課題

アミューズメント業界におきましては、人口動態の変化や価値観の多様化を背景とした消費行動の変化に加え、業種・業態を越えた競争の更なる激化が予見されるなど、引き続き厳しい状況が見込まれます。このような状況の下、当社は、継続的な事業の発展及び経営基盤の安定を図り、「明るい、安心、三世代」をテーマとしてお楽しみいただけるようにするため、以下の課題に取り組んでまいります。

①営業基盤の強化

当社の直営店舗は、長野県を中心に広域展開しております。このため、店舗間の距離が長いものが多く、機器のメンテナンス、景品供給、従業員の交流等が円滑に行われない場合があります。

効率的な運営には店舗網の一層の充実が求められており、スピーディな店舗情報の取得と物件の仲介者との情報交換を密に行うことで効果的にシェア拡大を進めてまいります。

②店舗展開

当社は、主にロードサイド店を基本として展開してきましたが、当事業年度においては、ショッピングセンターをはじめとした複合施設内や駅前、繁華街口ケーションへの出店を進めており、引き続きバランスの取れた店舗網を構築することが重要と考えております。現在の店舗所在地域を拠点として、点から線、線から面へと展開してまいります。

③M&A戦略

当社は、事業の成長のための時間を短縮するため、M&Aは有力な手段であると考えております。当社と親近性のある事業を含め、当社が取得することにより発展の期待できる事業に引き続き注目してまいります。

④人材の育成

当社は、利用者層の拡大とともに順調な成長を続けてまいりました。今後も継続的な経営幹部人材の育成を図るとともに、店舗運営力の向上のために人材採用に注力してまいります。また、高品質な接客サービスや活気あふれる店舗運営の実践には、人材の育成と研修の強化が必要不可欠であり、新卒採用及び中途採用において有能な人材を確保すると共に、あらゆる機会を通じて入社後の教育を徹底してまいります。

⑤内部管理体制の強化

当社が、法令を遵守するだけでなくこれまで以上に企業の社会的責任を十分に果たすには、コンプライアンス体制の強化が必要です。また、今後の事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、想定していなかったリスクに対応するための内部管理体制の強化も必要であります。そのため当社では、経営管理部門の人員充実と逐次社内規程類の見直しを行うとともに、内部監査の機能強化やコンプライアンス委員会の活動強化に取り組んでまいります。

⑥財務基盤の強化

当社では、積極的な新規性あるアミューズメント機器の導入資金や、既存機器のバージョンアップ対応資金の確保が重要であります。現在は、金融機関からの借入金の依存度が高いため、中期経営計画の着実な実行等に努め、信用力を高めるとともに、経営基盤の強化と自己資本比率の向上を図ってまいります。

⑦潜在顧客の開拓

当社は、地域活動のスポンサーとなって地域に貢献するとともに、長年のアミューズメント業界で培ってきたノウハウを駆使して、これまでゲームセンターに足を運ぶことのなかったファミリー層や女性、高齢者の集客を通じた利用者層の拡大に努め、来店客数及びプレイ回数の増加を図ることに努めてまいります。

⑧経営体制及びコーポレートガバナンスの強化

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に沿った各種施策に積極的に取り組み、当社の企業価値最大化に向けて経営基盤の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業区分	事業内容
アミューズメント施設運営事業	アミューズメント施設の運営
アミューズメント機器販売事業	アミューズメント関連機器等の販売
その他の事業	広告代理店業等

(9) 主要な事業所等 (2019年3月31日現在)

事業所名 (店舗名)		所在地
本社		長野県 (長野市)
東京支店		東京都 (渋谷区)
店舗	アピナ長野スカイバッティングセンター	長野県 (長野市)
	アピナ長野村山店	長野県 (長野市)
	アピナ長野大橋店	長野県 (長野市)
	アピナ長野川中島店	長野県 (長野市)
	アピナ長野駅前店	長野県 (長野市)
	アピナ上田店	長野県 (上田市)
	アピナ佐久インター店	長野県 (佐久市)
	アピナ穂高店	長野県 (安曇野市)
	アピナ松本店	長野県 (松本市)
	アピナ塩尻店	長野県 (塩尻市)
	アピナ伊那店	長野県 (伊那市)
	アピナ飯田店	長野県 (飯田市)
	アピナ太田店	群馬県 (太田市)
	アピナ小山店	栃木県 (小山市)
	アピナ下館店	茨城県 (筑西市)
	アピナ鶴岡店	山形県 (鶴岡市)
	アピナ長岡店	新潟県 (長岡市)
	アピナ上越インター店	新潟県 (上越市)
	アピナ富山新庄店	富山県 (富山市)
	アピナ富山豊田店	富山県 (富山市)
	アピナ富山南店	富山県 (富山市)
	アピナ野々市バッティングスタジアム	石川県 (野々市市)
	アピナ野々市店	石川県 (野々市市)
	アピナ新千歳空港店	北海道 (千歳市)
	アピナ鈴鹿店	三重県 (鈴鹿市)
	アピナ大宮店	埼玉県 (さいたま市)
	アピナ上尾店	埼玉県 (上尾市)
	アピナ橋本店	神奈川県 (相模原市)
	アピナ山下公園店	神奈川県 (横浜市)
	アピナ姫路店	兵庫県 (姫路店)
	アピナボウル松本城山店	長野県 (松本市)
	アピナボウル安曇野店	長野県 (安曇野市)
	アピナボウル長野篠ノ井店	長野県 (長野市)

事業所名 (店舗名)	所在地
店 舗	
Y A Zワールド野田七光台店	千葉県 (野田市)
Y A Zワールド八王子みなみ野店	東京都 (八王子市)
Y A Z川崎店	神奈川県 (川崎市)
アミューズメントランド Y A Z平塚店	神奈川県 (平塚市)
シートピア Y A Z焼津店	静岡県 (焼津市)
シートピア Y A Z大須賀店	静岡県 (掛川市)
Y A Z磐田店	静岡県 (磐田市)
Y A Zワールド浜松葵店	静岡県 (浜松市)
Y A Zワールド四日市店	三重県 (四日市市)
Y A Z寝屋川店	大阪府 (寝屋川市)
ゲームシティプラス川越店	埼玉県 (川越市)
ゲームシティ川口店	埼玉県 (川口市)
ゲームシティ板橋店	東京都 (板橋区)
ゲームシティ国分寺南店	東京都 (国分寺市)
ゲームスクエア茂原	千葉県 (茂原市)
ゲームスクエア三芳	埼玉県 (入間郡)
キッズスクエア上尾	埼玉県 (上尾市)
キッズスクエア東大島	東京都 (江東区)
池の平アミューズメント館	長野県 (北佐久郡)
タイトーフステーション松本店	長野県 (松本市)

(10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
177名(364名)	61名増(119名増)	37.7	7.4

- (注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
2. 臨時従業員には、アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(11) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社八十二銀行	1,644,436
長野信用金庫	1,511,600
長野県信用組合	547,700
株式会社北陸銀行	481,673
株式会社みずほ銀行	285,000
株式会社三菱UFJ銀行	237,700
株式会社長野銀行	92,000
長野県信用農業協同組合連合会	46,682
株式会社三井住友銀行	5,575

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 16,000,000株
- ②発行済株式の総数 5,827,000株 (自己株式200,000株を除く。)
- ③株主数 3,705名

④大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社ユーミーコーポレーション	2,260,000	38.7
宮 本 早 苗	800,000	13.7
宮 本 和 彦	510,000	8.7
共和コーポレーション従業員持株会	266,000	4.5
日本マスタートラスト信託銀行	214,700	3.6
日本トラスティ・サービス信託銀行	181,900	3.1
株 式 会 社 北 陸 銀 行	100,000	1.7
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	100,000	1.7
長 野 信 用 金 庫	100,000	1.7
武 田 智 徳	61,400	1.0

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (200,000株) を控除した株式数 (5,827,000株) を基準に算出しております。

2. 自己株式は、上記上位株主からは除外しております。

3. 持株比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2017年3月22日
新株予約権の数	680個
保有人数 当社取締役（監査等委員を除く。）	3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式68,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使価額	1株につき242円
新株予約権の行使期間	2019年3月23日から 2027年3月22日まで
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p>

(注) 当社は、2017年9月29日の取締役会決議により、2017年10月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っており、また、2018年8月10日開催の取締役会決議により、2018年9月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使価額が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	宮 本 和 彦	監査室担当
専務取締役	宮 本 早 苗	人事部・業務部担当
常務取締役	杉 浦 進	営業本部長
取 締 役	澤 田 亮	経営企画室長・経理部担当
取 締 役	岡 崎 盛 裕	総務部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	内 藤 博 正	
取 締 役 (監査等委員)	中 澤 敏 和	
取 締 役 (監査等委員)	岡 本 俊 也	弓場・岡本公認会計士事務所代表 株式会社土木管理総合試験所社外取締役 株式会社イープラス代表取締役

- (注) 1. 取締役内藤博正氏、中澤敏和氏及び岡本俊也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 監査等委員岡本俊也氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等からの情報収集、重要な社内会議への出席並びに監査室との連携を密に図ることにより監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 当社は、非業務執行取締役である野口幹夫氏並びに監査等委員である社外取締役 内藤博正氏、中澤敏和氏及び岡本俊也氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- その概要は、非業務執行取締役及び監査等委員である社外取締役の責任の限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く。)	6名	103,350千円
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	15,900千円 (15,900千円)
合 計	9名	119,250千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第31回定時株主総会におきまして年額200万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第31回定時株主総会におきまして年額200万円以内と決議いただいております。

③社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社との当該他の法人等との関係

取締役岡本俊也氏は、弓場・岡本公認会計士事務所代表、株式会社土木管理総合試験所社外取締役、株式会社イープラス代表取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (常勤監査等委員)	内藤 博正	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。社外での豊富で幅広い経験や株式を含めた金融に関する専門知識を活かして意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について、発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中澤 敏和	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。主に法令や定款の遵守に係る見地から発言し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について、発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	岡本 俊也	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について、発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役、使用人の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス・プログラムにおいて定めた行動規範の社内周知をはかり、併せてコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを整備し、役職員全員に交付することにより法令等遵守の徹底を図ることとしております。

役職員の教育等は、総務部が実施するものとし、監査室がコンプライアンスの状況を監査することとしております。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査等委員会に対し報告されるものとしております。法令上の疑義のある行為等については法務部門を担当する総務部により顧問弁護士の見解を徴したうえで判断するものとしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規程・文書管理規程・電子メール取扱基準等情報関連規程を整備し、取締役の職務執行に係る重要情報の特定や文書又は電磁的媒体への記録・保存という保管形態を明確化することとしております。

取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程及びリスク管理基準に則り管理すべきリスクは所管部署により適正な管理をさせ、管理状況を取締役会へ報告させることとしております。

同規程及び同基準で想定していないリスクが顕在化したときは、経営企画室が主体となり、リスク事故調査対策委員会の機能も活用して、緊急に対応策を検討し、取締役会へ付議させるものとしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次のとおりの経営管理体制により取締役の職務の執行の効率化を図ることとしております。

- イ.業務分掌・職務権限、意思決定ルールの明確化
- ロ.経営会議の定例開催による情報共有、意見交換体制の充実
- ハ.通達管理規程による社内指示命令体制、情報伝達体制の統一化
- ニ.取締役会による年度経営計画及び中期経営計画の策定とこれに基づく事業部門毎の業績目標、予算の設定及び月次、四半期業績管理の実施
- ホ.取締役会による月次業績のレビュー及び業績見通しの分析と改善策の迅速な実施

⑤次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・子会社に対し、当社が社内に課しているものと同等の報告を励行させることとしております。
- ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・子会社のリスクは、当社のリスク管理規程及びリスク管理基準に則り、当社と同等の管理をすることとしております。
- ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社の運営は、当社の業務運営に準じ、当社と一体的に管理することとしております。
- ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・子会社に対し、当社と同等のコンプライアンス体制を整備し運営させることとしております。

- ⑥**監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととしております。当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の同意を得ること、また、当該使用人が監査等委員会の職務を補助する際には監査等委員会の指揮命令にのみ従うことにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性を確保することとしております。
- ⑦**取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の役職員等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制**
次のとおりの体制により監査等委員へ報告しております。
- イ.取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告する。
 - ロ.職務権限規程の職務権限明細表に監査等委員に報告すべき事項を表示することにより、報告事項を明確にし、これを励行させる。
- ⑧**監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
監査等委員への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう内部通報規程を制定し、社外の内部通報窓口を設置しております。
- ⑨**監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席並びに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできることとしております。

また、監査等委員会又は常勤監査等委員は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からの個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査室及び会計監査人との定期的な意見交換を行うこととしております。

(6) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当社は、2017年6月29日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社は、株主総会議事録、取締役会議事録などについて、法令の定めにより、保存期間を設定し、適切に保存しております。
- ②子会社については、重要な事項を当社取締役会等において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。
- ③監査等委員は、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及びその他の取締役、監査室、会計監査人と意見交換等の情報交換を図っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけ、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な配当を実現すべく、期末配当を1株当たり9円としております。また、内部留保金の使途につきましては、財務体質と経営基盤の強化及び事業拡大に伴う投資等に有効活用していく方針であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,672,623	流動負債	3,707,235
現金及び預金	3,108,033	支払手形	313,845
受取手形	302,579	買掛金	898,860
掛金	720,355	1年内返済予定の長期借入金	1,261,843
商品	93,436	リース負債	14,664
貯蔵品	163,318	未払金	887,573
前渡金	6,727	未払費用	113
前払費用	218,627	未払法人税等	92,479
未収金	20,852	前受り金	2,683
その他の金	42,030	預り金	43,555
貸倒引当金	△3,338	賞与引当金	67,843
固定資産	6,317,543	設備関係の支払手形	123,472
有形固定資産	4,231,906	その他	302
アミューズメント機器	1,978,645	固定負債	3,886,004
建物	1,226,287	長期借入金	3,590,523
構築物	17,529	リース負債	15,290
機械及び装置	25,523	資産除去債務	280,066
車両運搬具	0	その他	124
工具、器具及び備品	155,890	負債合計	7,593,239
土地	814,332	純資産の部	
リース資産	13,698	株主資本	3,347,392
無形固定資産	39,013	資本	693,887
ソフトウェア	25,916	資本剰余金	482,687
その他の資産	13,097	資本準備金	482,687
投資その他の資産	2,046,622	利益剰余金	2,212,217
投資有価証券	146,488	利益準備金	7,300
出資	21,060	その他利益剰余金	2,204,917
長期貸付	3,205	別途積立	600,000
破産更生債権等	18,666	繰越利益剰余金	1,604,917
長期前払費用	71,055	自己株	△41,400
繰延税金資産	140,355	評価・換算差額等	49,533
敷金及び保証金	1,271,686	その他有価証券評価差額金	49,533
その他の金	386,298		
貸倒引当金	△12,194	純資産合計	3,396,926
資産合計	10,990,166	負債・純資産合計	10,990,166

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,168,204
売上原価		7,515,657
売上総利益		4,652,547
販売費及び一般管理費		4,259,052
営業利益		393,494
営業外収益		
受取利息	653	
受取配当金	3,134	
受取保険金	82,004	
自販機設置協賛金	11,175	
太陽光売電収入	6,552	
その他の	23,148	126,669
営業外費用		
支払利息	33,147	
その他の	1,235	34,382
経常利益		485,780
特別利益		
固定資産売却益	3,065	
負のれん発生益	23,441	
抱合せ株式消滅差益	568,879	595,385
特別損失		
固定資産除売却損失	67,345	
減損損失	159,758	
その他の	2,746	229,850
税引前当期純利益		851,315
法人税、住民税及び事業税	142,851	
法人税等調整額	△39,384	103,466
当期純利益		747,848

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資 剩 余 本 金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合 計	
		資 準 備 本 金	利 準 備	益	その他利益剰余金				利 剰 余 益 金 計
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	693,887	482,687	7,300	600,000	1,005,656	1,612,956	△41,400	2,748,132	
当期変動額									
剰余金の配当					△148,588	△148,588		△148,588	
当期純利益					747,848	747,848		747,848	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	599,260	599,260	-	599,260	
当期末残高	693,887	482,687	7,300	600,000	1,604,917	2,212,217	△41,400	3,347,392	

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	66,756	66,756	2,814,888
当期変動額			
剰余金の配当			△148,588
当期純利益			747,848
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△17,222	△17,222	△17,222
当期変動額合計	△17,222	△17,222	582,037
当期末残高	49,533	49,533	3,396,926

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 騰本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社 共和コーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山中	崇	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	天野	清彦	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社共和コーポレーションの2018年4月1日から2019年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社共和コーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 内藤博正 ㊞

監査等委員 中澤敏和 ㊞

監査等委員 岡本俊也 ㊞

(注) 監査等委員内藤博正、中澤敏和、岡本俊也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を9円といたしたいと存じます。

なお、当社は、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。株式分割後を基準に換算すると、すでに実施しております中間配当金8円50銭と合わせた年間配当金は、前期比1株当たり50銭増の17円50銭となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円
総額52,443,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月24日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	みやもと かず ひこ 宮本和彦 (1955年4月14日生)	1986年5月 当社設立 当社専務取締役 1988年12月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役社長 監査室 担当（現任）	510,000株
2	みやもと さ なえ 宮本早苗 (1957年6月24日生)	1986年5月 当社設立 当社代表取締役 1988年12月 当社取締役総務部長 2009年4月 当社取締役人事部長 2011年10月 当社取締役 2017年4月 当社専務取締役 人事部担当 2018年6月 当社専務取締役 人事部・業務部担当（現任）	800,000株
3	すぎうら すすむ 杉浦進 (1956年1月27日生)	2003年3月 株式会社みずほ銀行退社 2005年12月 当社取締役 2016年4月 当社常務取締役 2017年4月 当社常務取締役営業本部長 2019年4月 当社常務取締役 営業本部・東京支店・広告営業部担当（現任）	6,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
4	さわ だ あきら 澤 田 亮 (1964年12月15日生)	2005年 9月 株式会社北陸銀行退社 2005年10月 当社 入社 2008年 8月 当社営業部長 2010年10月 当社AM営業部長 2011年10月 当社総務部長 2011年12月 当社取締役総務部長 2018年 6月 当社取締役経営企画室長 経 理部担当 (現任)	3,000株
5	おか ぎき もり ひろ 岡 崎 盛 裕 (1958年 8月13日生)	1998年10月 株式会社京都共栄銀行退社 2006年 8月 当社 入社 2010年 4月 当社経理部長 2011年10月 当社経理部長兼経営企画室長 2011年12月 当社取締役経理部長兼経営企 画室長 2012年10月 当社取締役経理部長 2018年 6月 当社取締役総務部長 (現任)	3,000株
6	の ぐち みき お 野 口 幹 夫 (1954年 6月 1日生)	2003年 6月 株式会社八十二銀行退社 2003年 6月 株式会社ミマキエンジニアリ ング常務取締役 2007年 6月 同社代表取締役副社長 2010年12月 同社代表取締役社長 2012年10月 東洋観光事業株式会社管理本 部部長 2013年 6月 同社取締役管理本部長 2017年 8月 当社 入社 2018年 6月 当社取締役 (現任)	一 株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮本和彦氏は、創業以来の経営経験と業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
3. 宮本早苗氏は、創業以来の経営経験と業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
4. 杉浦進氏は、当社の営業部門等における業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
5. 澤田亮氏は、当社の管理部門等における業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
6. 岡崎盛裕氏は、当社の管理部門等における業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
7. 野口幹夫氏は、上場会社の代表取締役としての経営経験と業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
8. 当社は、非業務執行取締役である野口幹夫氏との間で、当社定款に基づき、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※1	せり ざわ きよし 芹 沢 清 (1956年3月26日生)	1978年4月 中外製薬株式会社 入社 2001年10月 株式会社長野パイプ工業 監査役 2009年10月 中外製薬株式会社 監査部長 2019年6月 同社退社予定	－ 株
2	おか もと とし や 岡 本 俊 也 (1960年8月24日生)	1985年7月 TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社 入社 1997年1月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 入社 1997年10月 中央監査法人 入所 2000年3月 公認会計士登録 2000年9月 岡本公認会計士事務所（現弓場・岡本公認会計士事務所）設立 代表（現任） 2015年3月 株式会社土木管理総合試験所 社外取締役就任（現任） 2015年7月 株式会社イープラス 代表取締役（現任） 2016年3月 株式会社ケイズ 取締役 2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 弓場・岡本公認会計士事務所代表 株式会社土木管理総合試験所社外取締役 株式会社イープラス代表取締役	－ 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※3	なかしまみか 中 鳥 実 香 (1964年12月6日生)	1996年4月 弁護士登録 1996年4月 戸崎法律事務所 入所 1999年4月 中鳥法律事務所 (現 中鳥知文・実香法律事務所) 入所 2019年4月 長野県弁護士会 副会長就任 (現任) (重要な兼職の状況) 中鳥知文・実香法律事務所所属弁護士 長野県弁護士会副会長	－ 株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 芹沢清氏、岡本俊也氏、中鳥実香氏は、監査等委員である社外取締役候補者ではありません。
4. 芹沢清氏は、公認内部監査人及び公認不正検査士の資格を持ち、上場会社での長年の内部監査業務実績を有しており、その豊富な経験と能力を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 岡本俊也氏は、公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識に加え、他上場会社での社外取締役等も歴任されており、その経験や知識を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 中鳥実香氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 当社は、岡本俊也氏との間で、当社定款に基づき、100万円以上であらかじめ定めた

金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、当社は、芹沢清氏及び中嶋実香氏が監査等委員である取締役就任した場合、両氏との間で、当社定款に基づき、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

8. 岡本俊也氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ております。また、芹沢清氏及び中嶋実香氏につきましても、監査等委員である取締役就任した場合、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、2017年6月29日開催の第31回定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認頂いておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び非常勤取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は5名であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案通り承認可決されますと、現在と同様に対象取締役は5名となります。

<譲渡制限付株式の概要>

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年3万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」と

います。)を締結するものとします(本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の割当てを受けた日から30年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡又は任期満了により当社の取締役の地位を喪失した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得事由

① 対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社の取締役の地位を喪失した場合には、死亡又は任期満了その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、当社は本株式の全部を無償で取得する。

② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

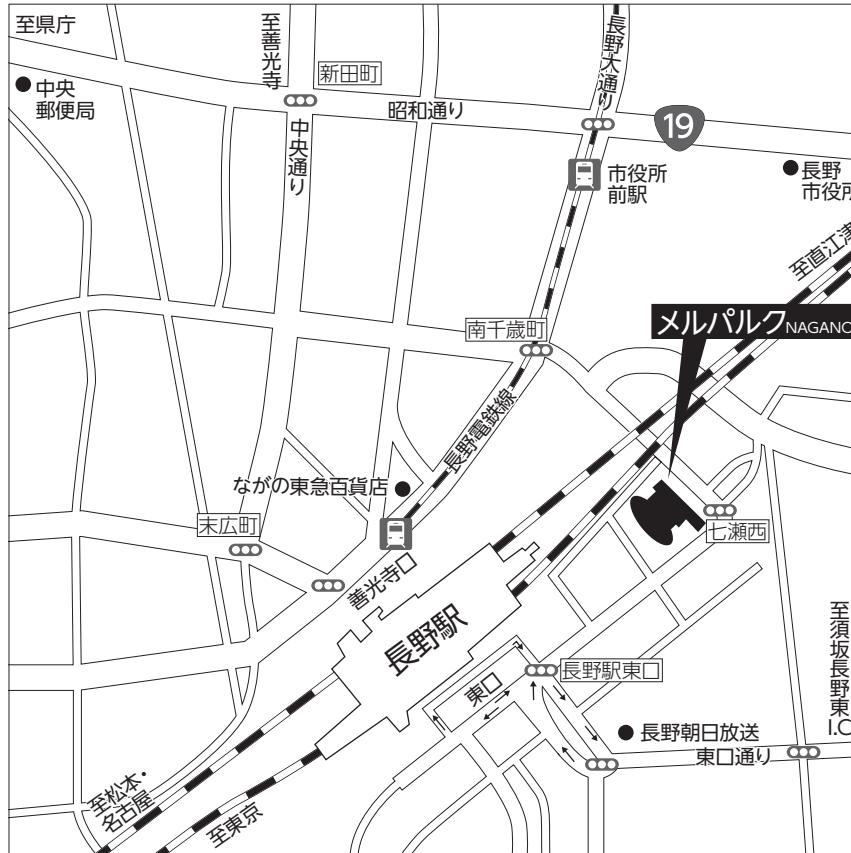
上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

長野県長野市鶴賀高畑752-8
ホテルメルパルク長野 3階「白鳳」
(TEL) 026-225-7800



(交通) JR長野駅東口→(徒歩5分)→ホテルメルパルク長野